

クリーンエネルギー産業拠点構想策定業務委託
公募型プロポーザル実施要領

令和8年10月

吉岡町

目次

1	件名.....	4
2	業務の概要.....	4
	(1) 内容.....	4
	(2) 履行期間.....	4
	(3) 発注方法.....	4
	(4) 提案限度額.....	4
3	プロポーザル実施スケジュール.....	4
4	担当部署.....	5
5	募集要領、各種様式等の配布.....	5
6	参加表明書に関する質問及び回答.....	5
	(1) 提出書類.....	5
	(2) 提出方法.....	5
	(3) 質問に対する回答.....	5
7	参加表明書の受付.....	5
	(1) 提出書類.....	5
	(2) 提出方法.....	5
8	参加表明者に対する通知.....	6
	(1) 内容.....	6
	(2) 方法.....	6
9	技術提案書に関する質問及び回答.....	6
	(1) 提出書類.....	6
	(2) 提出方法.....	6
	(3) 質問に対する回答.....	6
10	参加辞退.....	6
	(1) 参加辞退期限.....	6
	(2) 提出書類.....	6
	(3) 提出方法.....	6
	(4) 辞退者に対する取扱い.....	6
11	技術提案書の提案者に要求される参加資格要件.....	6
12	技術提案書の提案者、技術者等の特定に必要な要件.....	7
	(1) 技術提案書を提出する者の要件.....	7
	(2) 業務実施体制の要件.....	7
	(3) 配置技術者の要件.....	7
13	技術提案書の受付.....	9
	(1) 提出書類.....	9
	(2) 書類作成の留意点.....	9
	(3) 提案書.....	9
	(4) 記載事項に係る留意事項.....	10

(5) 提出方法.....	13
1 4 プレゼンテーション及びヒアリング.....	13
(1) 実施日及び実施場所.....	13
(2) 実施方法等.....	13
(3) 審査の基準等.....	13
(4) 出席者.....	13
(5) 留意事項.....	13
(6) 審査結果の発表.....	14
1 5 非特定理由に関する事項.....	14
1 6 その他留意事項.....	14

1 件名

クリーンエネルギー産業拠点構想策定業務委託

2 業務の概要

(1) 内容

ア 現況調査及び課題の整理

イ クリーンエネルギー構想の具体化

ウ クリーンエネルギー拠点となる産業団地（以下、「新産業団地」という。）の基
本方針の取りまとめ

エ 新産業団地からの発生交通量の算定、ほか周辺道路網の必要事項の整理

オ 新産業団地構想平面図の作成

カ 新産業団地の整備スケジュールの作成

キ 検討会の設置

(2) 履行期間

契約締結日から令和9年3月末日まで（ただし、本契約に係る予算の繰り越しに係る
手続きに未着手であるため、当初契約においては令和9年3月31日までとする。繰り
越しに係る手続き完了の際には、令和9年12月末日までを履行期間とする変更契約を
締結する。）

(3) 発注方法

公募型プロポーザル方式

(4) 提案限度額

提案限度額（上限） 税込み13,189,000円

（うち地方消費税等 1,199,000円）

3 プロポーザル実施スケジュール

全ての参加表明者に技術提案書を提出していただき、ヒアリングを実施する（参加表明
書による審査は、行わない。）。

(1) 公募開始

ア 公募開始 令和8年10月1日（木）

(2) 参加表明書に関する質問及び回答

ア 質問期限 令和8年10月14日（水） 午後5時必着

イ 回答日 質問を受理した日から3日以内（土日祝日を除く。）

(3) 参加表明書の提出期限

ア 提出期限 令和8年10月20日（火） 午後5時必着

(4) 参加表明者に対する通知（ヒアリング日時等）

ア 通知時期 令和8年10月23日（金）

(5) 技術提案書に関する質問及び回答

ア 質問期限 令和8年10月23日（金） 午後5時必着

イ 回答日 質問を受理した日から7日以内（土日祝日を除く。）

(6) 技術提案書の提出期限

ア 提出期限 令和8年10月30日（金） 午後5時必着

(7) ヒアリング

ア 実施日 令和8年11月5日（木） 予定

(8) 審査（特定）結果の通知

ア 通知日 令和8年11月中旬を予定

(9) 契約締結

ア 契約締結 令和8年11月中旬を予定

4 担当部署

〒370-3692 群馬県北群馬郡吉岡町大字下野田560番地

吉岡町 建設課都市建設室

電話 0279-54-3111（内線176）

ファクシミリ 0279-54-8681

電子メール toshiken@town.yoshioka.gunma.jp

5 募集要領、各種様式等の配布

公募に関する募集要領、各種様式等は、吉岡町ホームページからダウンロードすることを原則とする。

吉岡町ホームページ 注目情報 掲載ページURL

<https://www.town.yoshioka.lg.jp/>

※ 次のURLからも同じ情報を参照することができる。

<https://www.town.yoshioka.lg.jp/business/nyusatsu/proposal/>

（吉岡町トップページ>産業・ビジネス>入札・発注>プロポーザル）

6 参加表明書に関する質問及び回答

(1) 提出書類

質問書（別紙様式1）

(2) 提出方法

電子メール（件名を「クリーンエネルギー産業拠点構想策定プロポーザル参加表明書 質疑」とし、送信後に担当部署へ電話にて送信状況確認の連絡を行うこと。）

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、質問を受理した日から3日以内（土日祝日は除く。）に、質問者に対して電子メールにより行うほか、内容をホームページへ掲載する。

7 参加表明書の受付

(1) 提出書類

参加表明書（別紙様式2）

(2) 提出方法

郵送（書留に限る。）、持参又は電子メール

※ 書留による郵送の場合は、封筒表に朱書きで「参加表明書在中」と記載すること。

※ 持参の場合の受付時間は、吉岡町役場開庁日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

※ 電子メールの場合は、送信後に担当部署へ電話にて送信状況確認の連絡を行うこと。

8 参加表明者に対する通知

(1) 内容

ヒアリングの日時、場所、注意事項等

(2) 方法

参加表明書記載の連絡先メールアドレスに対し通知する。

9 技術提案書に関する質問及び回答

(1) 提出書類

質問書（別紙様式1）

(2) 提出方法

電子メール（件名を「クリーンエネルギー産業拠点構想策定技術提案書質疑」とし、送信後に担当部署へ電話にて送信状況確認の連絡を行うこと。）

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、質問を受理した日から7日以内（土日祝日は除く。）に、参加表明者全員に対して送付する。なお、令和8年10月19日以前は、その時点で参加表明書を提出している全員に送付するものとし、参加表明書提出以前の者に対しては、参加表明書を受理した時点で送付するものとする。

10 参加辞退

(1) 参加辞退期限

随時

(2) 提出書類

参加辞退届（別紙様式3）

(3) 提出方法

電子メール（件名を「クリーンエネルギー産業拠点構想策定プロポーザル参加辞退」とし、送信後に担当部署へ電話にて送信状況確認の連絡を行うこと。）

(4) 辞退者に対する取扱い

町は、プロポーザルを辞退した者に対し、辞退したことをもって不利益な取扱いを行わない。

11 技術提案書の提案者に要求される参加資格要件

次の条件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項若しくは第2項の規定による再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項の規定による再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項若しくは第2項の規定による更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項の規定による更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）の規定に抵触する行為がない者であること。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）と一切の関係がない者であること。
- (5) 令和8・9年度群馬県又は吉岡町入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (6) 群馬県建設工事請負業者等指名停止措置要綱（昭和61年群馬県要綱）及び吉岡町建設工事請負業者等指名停止措置要領（平成23年吉岡町訓令第21号）の規定による指名停止の措置要件に該当しない者であること。
- (7) 技術提案書を提出しようとする者との間に、資本関係又は人的関係がないこと。

1.2 技術提案書の提案者、技術者等の特定に必要な要件

(1) 技術提案書を提出する者の要件

次のア及びイを満たす者とする。

ア 次の(ア)又は(イ)のいずれかを満たすこと。なお、いずれも満たさない場合は、特定しない。

(ア) 電気電子部門の建設コンサルタント登録があること。

(イ) 都市計画及び地方計画部門の建設コンサルタント登録があること。

イ 平成28年度以降、次の(ア)から(エ)までに掲げる業務（以下、「同種業務」という。）の実績が1件以上あること。なお、同種業務のいずれも実績がない場合は、特定しない。

(ア) 再生可能エネルギー等のクリーンエネルギーを活用した産業団地・工業団地の整備に関する計画策定、業務化検討等の業務

(イ) 脱炭素・GXを目的とした産業団地・工業団地の整備に関する計画策定、事業化検討等の業務

(ウ) 産業団地・工業団地における再生可能エネルギー供給等に関する計画策定、事業化検討等の業務

(エ) その他、町が同種業務と認めるもの

(2) 業務実施体制の要件

管理技術者は1名、担当技術者は3名程度配置し、役割分担を記載する。ただし、クリーンエネルギー関係の知識を有する者（以下、「エネルギー関係の技術者」という。）を1名以上、産業団地の知識を有する者（以下、「団地関係の技術者」という。）を1名以上配置することとする。

(3) 配置技術者の要件

管理技術者及び担当技術者の構成は、次のア又はイのいずれかによるものとする。

ア エネルギー関係の技術者を管理技術者とする場合

(ア) 管理技術者は、次の要件を満たす技術者とする。なお、いずれか一方でも要件を満たさない場合には、特定しない。

a 技術士法（昭和58年法律第25号。以下、「技術士法」という。）の規定による技術士（電気電子部門のうち、選択科目が「電力・エネルギーシステム」又は「電気設備」）の資格を有すること。

b 平成28年度以降に完了した同種業務の実績が1件以上あること。

(イ) 担当技術者は、次のa及びbの要件を満たす技術者とする。なお、技術提案書の提出者以外の企業等から担当技術者を配置することを可とするが、次のaからcまでの要件を満たす技術者とする。

a 技術士法の規定による技術士（建設部門のうち、選択科目が「都市及び地方計画」）の資格を有すること。なお、資格を有しない場合は、特定しない。

b 同種業務及び次の(a)又は(b)に掲げる業務（以下、「類似業務」という。）の実績があること。なお、実績がない場合は、加点しない。

(a) 産業団地・工業団地の整備に関する計画策定、事業化検討等の業務

(b) その他、町が同種業務と認めるもの

c 技術提案書の提出者以外の企業に属する技術者を配置する場合は、次の(a)から(d)までを満たす者とする。

(a) 「12 技術提案書の提出者、技術者等の特定に必要な要件」の「(1) 技術提案書を提出する者の要件」のアを満たすこと。ただし、いずれも満たさない場合は、配置できない。

(b) 平成28年度以降の同種業務及び類似業務の実績があること。ただし、同種業務及び類似業務の実績がない場合は、配置できない。

(c) 技術提案書の提出者以外の企業に属する技術者は、異なる複数の企業に社外技術者として参加していないこと。

(d) 技術提案書の提出者以外の企業と同一企業に属する複数の技術者（技術提案書の提出者以外の企業に属する技術者を含む。）が、異なる企業に参加していないこと。

イ 団地関係の技術者を管理技術者とする場合

(ア) 管理技術者は、次の要件を満たす技術者とする。なお、要件を満たさない場合には、特定しない。

a 技術士法の規定による技術士（建設部門のうち、選択科目が「都市及び地方計画」）の資格を有すること。

b 平成28年度以降に完了した同種業務及び類似業務の実績が1件以上あること。

(イ) 担当技術者は、次の要件を満たす技術者とする。なお、いずれか一方でも要件を満たさない場合には、特定しない。

a 技術士法の規定による技術士（電気電子部門のうち、選択科目が「電力・エネルギーシステム」又は「電気設備」）の資格を有すること。

b 平成28年度以降に完了した同種業務の実績が1件以上あること。

1.3 技術提案書の受付

(1) 提出書類

- ア 技術提案書（別紙様式4－1）
- イ 企業の平成28年度以降の同種業務の実績（別紙様式4－2）
- ウ 業務実施体制（別紙様式4－3）
- エ 予定管理技術者の経歴等（別紙様式4－4）
- オ 予定管理技術者の平成28年度以降の同種業務等の実績（別紙様式4－5）
- カ 予定担当技術者の経歴等（別紙様式4－6）
- キ 予定担当技術者の平成28年度以降の同種業務等の実績（別紙様式4－7）
- ク 提案書（別紙様式5）
- ケ 見積書（別紙様式6）
- コ 企業の電気電子部門又は都市計画及び地方計画部門の建設コンサルタント登録の写し

(2) 書類作成の留意点

- ア (1)アからクまで及びコの書類は、正本1部及び副本9部を、(1)ケの書類は、正本1部を提出するものとする。
- イ 提出書類の規格は、日本産業規格A列4番とし、縦置きとする。
- ウ 技術提案書による提案は、提案者1者当たり技術提案書1件とし、同提案者による複数の提案は、これを認めない。
- エ 文字のサイズは、10.5ポイント以上とする。
- オ 技術提案書の提出者以外の企業に属する者を配置予定担当技術者とする場合は、次の書式を準用し、所属する企業の証明書を添付する。
 - (ア) 同種業務等の実績 (1)イを準用
 - (イ) 予定担当技術者の経歴等 (1)カを準用
 - (ウ) 予定担当技術者の平成28年度以降の同種業務等の実績 (1)キを準用

(3) 提案書

提案書には、次表の評価項目を記載し、事業実施方針及び手法、実施スケジュール並びに作業体制図を併せて記載するものとする。なお、提案書の様式は、別紙様式5のとおりとし、枚数は、図表を含めて10枚までとする。

評価項目	評価事項
産業団地の基本構想	クリーンエネルギーを活用した産業団地の基本構想を検討するにあたって、どのような産業・企業をターゲットとし、どのような機能・規模等を備えた産業団地とすることが望ましいと考えているか。
クリーンエネルギーの導入・供給	クリーンエネルギーを活用した産業団地を整備するにあたって、エネルギーの確保・供給方法や再生可能エネルギー等の導入について、どのような点に留意して検討する必要があると考えているか。
企業誘致・事業化の実現性	産業団地への企業誘致及び事業化を検討するにあたって、企業の立地ニーズをどのように把握し、どのような

	誘致戦略・事業スキームを構築することが有効と考えているか。
--	-------------------------------

(4) 記載事項に係る留意事項
次表のとおりとする。

記載事項	内容に関する留意事項
企業の平成28年度以降の同種業務の実績	(1) 参加表明書の提出者が過去に受注した同種業務の実績について記載する。 (2) 記載する業務は、平成28年度以降に完了したものとし、記載する件数はそれぞれ最大3件とする。 (3) 様式は、別紙様式4-2のとおりとし、枚数は、1件ごとに1枚とする。この場合において、図面、写真等を引用する場合も、枚数に含めるものとする。
業務実施体制	(1) 配置予定の技術者及び業務の分担について記載する。なお、配置予定管理技術者は1名、配置予定担当技術者は3名程度とする。ただし、エネルギー関係の技術者を1名以上、団地関係の技術者を1名以上配置することとする。 (2) 技術提案書の提出者以外の企業に属する者を担当技術者とする場合は、備考欄にその属する企業名等を記載する。 (3) 他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合は、備考欄にその旨を記載し、並びに再委託先又は協力先及びその理由(企業の技術的特徴等)を記載するものとする。この場合において、業務の主たる部分の再委託は、これを認めない。 (4) 様式は、別紙様式4-3のとおりとする。
予定管理技術者の経歴等	(1) 予定管理技術者に係る経歴等を記載する。 (2) 予定管理技術者は、次のア又はイのいずれかによるものとする。 ア エネルギー関係の技術者を管理技術者とする場合 次の要件を満たす技術者とする。なお、いずれか一方でも要件を満たさない場合には、特定しない。 a 技術士法の規定による技術士(電気電子部門のうち、選択科目が「電力・エネルギーシステム」又は「電気設備」)の資格を有すること。 b 同種業務の実績が1件以上あること。 イ 団地関係の技術者を管理技術者とする場合 次の要件を満たす技術者とする。なお、要件を満たさない場合には、特定しない。 a 技術士法の規定による技術士(建設部門のうち、選択科目が「都市及び地方計画」)の資格を有すること。 b 同種業務及び類似業務の実績が1件以上あること。

	(3) 同種業務 ((2)イにおいては、同種業務及び類似業務)の実績は、平成28年度以降に完了した業務を対象とし、記載する件数は、最大2件とする。 (4) 手持ち業務は、令和8年10月1日現在のもを全て記載する。なお、手持ち業務とは、管理技術者及び担当技術者となっている契約金額が500万円以上の業務をいう。 (5) プロポーザル方式による本業務以外の業務で配置予定技術者として特定された未契約業務がある場合は、手持ち業務の記載対象とし、業務名の後に「特定済み」と明記するものとする。 (6) 様式は、別紙様式4-4のとおりとする。
予定管理技術者の平成28年度以降の同種業務の実績	(1) 予定管理技術者が過去に従事した同種業務(団地関係の技術者が管理技術者とする場合においては、同種業務及び類似業務)の実績について記載する。 (2) 記載する業務は、平成28年度以降に完了したものとする。 (3) 様式は、別紙様式4-5のとおりとし、枚数は、1件ごとに1枚とする。この場合において、図面、写真等を引用する場合も、枚数に含めるものとする。
予定担当技術者の経歴等	(1) 予定担当技術者に係る経歴等を記載する。 (2) 予定担当技術者は、次のア又はイのいずれかによるものとする。 ア エネルギー関係の技術者を管理技術者とする場合 次の要件を満たす技術者とする。なお、技術提案書の提出者以外の企業等から担当技術者を配置することを可とする。 a 技術士法の規定による技術士(建設部門のうち、選択科目が「都市及び地方計画」)の資格を有すること。なお、資格を有しない場合は、特定しない。 b 同種業務及び類似業務の実績が1件以上あること。なお、実績がない場合は、特定しない。 イ 団地関係の技術者を管理技術者とする場合 次の要件を満たす技術者とする。なお、いずれか一方でも要件を満たさない場合には、特定しない。 a 技術士法の規定による技術士(電気電子部門のうち、選択科目が「電力・エネルギーシステム」又は「電気設備」)の資格を有すること。 b 同種業務の実績が1件以上あること。 (3) 同種業務又は類似業務 ((2)イにおいては、同種業務)の実績は、平成28年度以降に完了した業務を対象とし、記載する件数は、最大2件とする。

	(4) 予定担当技術者の経歴等は、次に掲げるところに従い記載するものとする。 ア 予定担当技術者の経歴等を記載する。 イ 手持ち業務は、令和8年10月1日現在の国内外を問わず全ての業務を記載する。なお、手持ち業務とは、管理技術者及び担当技術者となっている契約金額が500万円以上の業務をいう。 ウ プロポーザル方式による本業務以外の業務で配置予定技術者として特定された未契約業務がある場合は、手持ち業務の記載対象とし、業務名の後に「特定済み」と明記するものとする。 エ 様式は、別紙様式4－6のとおりとする。
予定担当技術者の平成28年度以降の同種業務及び類似業務の実績	(1) 予定担当技術者が過去に従事した同種業務又は類似業務（団地関係の技術者を管理技術者とする場合には、同種業務）の実績について記載する。 (2) 記載する業務は、平成28年度以降に完了したものとする。 (3) 技術提案書の提出者以外が受注した業務実績を記載する場合は、当該業務を受注した企業名等を記載する。 (4) 様式は別紙様式4－7のとおりとし、枚数は1件ごとに1枚とする。この場合において、図面、写真等を引用する場合も、枚数に含めるものとする。
技術提案書の提出者以外の企業に属する者を予定担当技術者とする場合	(1) エネルギー関係の技術者を管理技術者とする場合に限り、技術提案書の提出者以外の企業に属する技術者を配置することを可とする。ただし、この場合において、次のアからウまでを満たす者とする。 ア 技術士法の規定による技術士（建設部門のうち、選択科目が「都市及び地方計画」）の資格を有すること。 イ 同種業務及び類似業務の実績があること。 ウ 次の(a)及び(d)を満たす者とする。 (a) 「12 技術提案書の提出者、技術者等の特定に必要な要件」の「(1) 技術提案書を提出する者の要件」のアを満たすこと。ただし、いずれも満たさない場合は、配置できない。 (b) 平成28年度以降の同種業務及び類似業務の実績があること。ただし、同種業務及び類似業務の実績がない場合は、配置できない。 (c) 技術提案書の提出者以外の企業に属する技術者は、異なる複数の企業に社外技術者として参加していないこと。 (d) 技術提案書の提出者以外の企業と同一企業に属する複数の技術者（技術提案書の提出者以外の

	企業に属する技術者を含む。) が、異なる企業に参加していないこと。 (2) 別紙様式4-2、別紙様式4-6、別紙様式4-7の書式を準用し、技術提案書の提出者以外の企業の証明書を添付すること。 (3) 留意事項は、予定担当技術者の欄を準用する。
--	--

(5) 提出方法

郵送（書留に限る。）又は持参

※ 書留による郵送の場合は、封筒表に朱書きで「技術提案書在中」と記載し、投かん予定日をあらかじめ電子メールで担当部署宛て連絡すること。この場合において、電子メールの件名は、「クリーンエネルギー産業拠点構想策定プロポーザル技術提案書提出連絡」とする。

※ 持参の場合の受付時間は、吉岡町役場開庁日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

※ 技術提案書等の電子メールでの提出は、一切認めない。

1.4 プレゼンテーション及びヒアリング

(1) 実施日及び実施場所

令和8年11月5日（木） 予定

実施場所は、吉岡町役場会議室を予定し、詳細は、参加表明者に対し別途通知する。

(2) 実施方法等

技術提案者（参加表明者）ごとに、おおむね50分(技術者によるプレゼンテーション20分以内、ヒアリング30分程度)とし、委員による審査を行う（時間は、全て現時点での予定であり、詳細は、別途通知するものとする。）。なお、冒頭に、企業の概要を簡単に紹介すること。

(3) 審査の基準等

別表第1「会社及び技術者の評価基準」及び別表第2「提案内容の評価テーマに対する技術提案の評価基準」により評価点を合計し、合計評価点が最も高い者を候補者とする。

(4) 出席者

5名までとし、配置予定管理技術者及び配置予定担当技術者（技術提案書の提出者以外の企業に属する技術者を含む。）は必ず出席すること。

(5) 留意事項

ア プレゼンテーション及びヒアリングは、提出した技術提案書に基づき実施するものとし、追加資料の提出や使用は、一切認めない。

イ プレゼンテーション及びヒアリングに当たり、町が用意するディスプレイを利用することができる。この場合において、ディスプレイに接続するパソコン等の端末は技術提案者が持参するものとし、当日使用するディスプレイの仕様については、別に通知するものとする。

ウ 特別な場合を除き、配置予定管理技術者又は配置予定担当技術者（社外の技術者を含む。）がプレゼンテーション及びヒアリングに出席しない場合は、このプロポーザルを辞退したものとみなす。

(6) 審査結果の発表

令和8年11月中旬予定以降、吉岡町ホームページに審査結果（特定者の商号又は名称）を掲載する。

1.5 非特定理由に関する事項

- (1) 提出した技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とその理由（非特定理由）を書面（非特定通知書）で契約担当者から通知する。
- (2) (1)により通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に、書面又は電子メール（書式は任意とする。）により、契約担当者に対して非特定理由について説明を求めることができる。
- (3) (2)により説明を求められた場合、回答は、理由を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に行う。

1.6 その他留意事項

- (1) 書類の作成に用いる言語は日本語とし、通貨は日本円とし、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。
- (2) 失格基準
技術提案者が次のいずれかに該当するときは、失格とする。
ア 1.1に規定する参加資格要件を満たさなくなったとき。
イ 技術提案書等の提出方法及び提出期限を遵守しなかったとき。
ウ 提出書類等に虚偽の内容を記載したとき。
エ 選考委員会委員、事務局その他当該事業の関係者に対し、当該事業に関する助言を求め、不正な接触を行い、その他特定結果に影響を与えるような不誠実な行為があったとき。
オ その他本実施要領に違反する行為があったとき。
- (3) 提出期限までに参加表明書を提出しない者は、技術提案書を提出することができない。
- (4) 参加表明書及び技術提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。
- (5) (2)ウに該当するに至ったときは、参加表明書及び技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を講ずることがある。
- (6) 特定されなかった場合でも、技術提案書は返却しない。
- (7) 提出された技術提案書は、技術提案書の特定以外の目的で提出者に無断で使用しない。また、特定された技術提案書を公開する場合は、事前に提出者の同意を得るものとする。
- (8) 参加表明書及び技術提案書の提出後における参加表明書及び技術提案書に記載された内容の変更は、これを認めない。

- (9) 技術提案書に記載した配置予定の技術者は、原則として変更することができない。
ただし、記載された配置予定の技術者に死亡、退職、休職その他やむを得ない事情が発生した場合は、発注者と協議の上、その者が同等以上の技術者であると認められた場合に限り、これを変更することができる。
- (10) 発注者は、技術提案書の特定後に、提案内容を適切に反映した特記仕様書の作成のため、受注者に対し業務の具体的な実施方針について提案を求めることがある。
- (11) 発注者
- | | |
|----------|----------------------|
| ア 所在地 | 群馬県北群馬郡吉岡町大字下野田560番地 |
| イ 名称 | 吉岡町 |
| ウ 代表者職氏名 | 吉岡町長 柴崎 徳一郎 |

別表第1 会社及び技術者の評価基準(エネルギー関係の技術者を管理技術者とする場合)

評価区分	評価項目	評点
1 企業	次のいずれかに該当していること。 (1) 電気電子部門の建設コンサルタント登録がある。 (2) 都市計画及び地方計画部門の建設コンサルタント登録がある。 いずれかの登録がない場合は、特定しない。	1
	(1) 平成28年度以降の同種業務実績 1～3業務 1業務につき1点 実績がない場合は、特定しない。	3
2 業務実施体制	配置予定の管理技術者1名、担当技術者3名程度とし、役割分担を記載する。 必ず、クリーンエネルギー関連の知識を有する者を1名以上、産業団地の知識を有する者を1名以上配置する。	
3 配置予定管理技術者	次のいずれかに該当していること。 (1) 技術士資格(電気電子部門のうち、選択科目が「電力・エネルギーシステム」の技師) (2) 技術士資格(電気電子部門のうち、選択科目が「電気設備」の技師) 保有していない場合は、特定しない。	2
	(1) 平成28年度以降の同種業務の実績 1～2業務 1業務につき2点 実績がない場合は、特定しない。	4
4 配置予定担当技術者	(1) 技術士資格(建設部門のうち、選択科目が「都市及び地方計画」の技師) 保有していない場合は、特定しない。 技術提案書の提出者以外の企業等から担当技術者を配置することも可とする。	1
	(1) 平成28年度以降の同種業務の実績 1～2業務 1業務につき2点 (2) 平成28年度以降の類似業務の実績 1～2業務 1業務につき1点 同種業務及び類似業務の合計は、2業務までとする。 いずれかの実績がない場合は、加点しない。	4
小計		15

【技術提案書の提案者以外の企業に属する者を技術者として配置する場合】

4 技術提案書の提出者 以外に属する配置 予定担当技術者	(1) 技術士資格（建設部門のうち、選択科目が「都市及び 地方計画」の技師） 保有していない場合は、配置できない。	0.5
	(1) 平成28年度以降の同種業務の実績 1～2業務 1業務につき1点 (2) 平成28年度以降の類似業務の実績 1～2業務 1業務につき0.5点 同種業務及び類似業務の合計は、2業務までとする。 いずれかの実績がない場合は、配置できない。	2

別表第1 会社及び技術者の評価基準（団地関係の技術者を管理技術者とする場合）

評価区分	評価項目	評点
1 企業	次のいずれかに該当していること。 (1) 電気電子部門の建設コンサルタント登録がある。 (2) 都市計画及び地方計画部門の建設コンサルタント登録がある。 いずれかの登録がない場合は、特定しない。	1
	(1) 平成28年度以降の同種業務実績 1～3業務 1業務につき1点 (1)の実績がない場合は、特定しない。	3
2 業務実施体制	配置予定の管理技術者1名、担当技術者3名程度とし、 役割分担を記載する。 必ず、クリーンエネルギー関連の知識を有する者を1名 以上、産業団地の知識を有する者を1名以上配置する。	
3 配置予定管理技術者	(1) 技術士資格（建設部門のうち、選択科目が「都市及び 地方計画」の技師） 保有していない場合は、特定しない。	2
	(1) 平成28年度以降の同種業務の実績 1～2業務 1業務につき2点 (2) 平成28年度以降の類似業務の実績 1～2業務 2業務につき1点 同種業務及び類似業務の合計は、2業務までとする。 いずれかの実績がない場合は、特定しない。	4
4 配置予定担当技術者	次のいずれかに該当していること。	2

	(1) 技術士資格（電気電子部門のうち、選択科目が「電力・エネルギーシステム」の技師） (2) 技術士資格（電気電子部門のうち、選択科目が「電気設備」の技師） 保有していない場合は、特定しない。	
	(1) 平成28年度以降の同種業務の実績 1～2業務 1業務につき2点 実績がない場合は、特定しない。	4
小計		15

別表第2 提案内容の評価テーマに対する技術提案の評価基準

評価項目	評価事項	評点
産業団地の基本構想	クリーンエネルギーを活用した産業団地の基本構想を検討するにあたって、どのような産業・企業をターゲットとし、どのような機能・規模等を備えた産業団地とすることが望ましいと考えているか。	25
クリーンエネルギーの導入・供給	クリーンエネルギーを活用した産業団地を整備するにあたって、エネルギーの確保・供給方法や再生可能エネルギー等の導入について、どのような点に留意して検討する必要があると考えているか。	30
企業誘致・事業化の実現性	産業団地への企業誘致及び事業化を検討するにあたって、企業の立地ニーズをどのように把握し、どのような誘致戦略・事業スキームを構築することが有効と考えているか。	30
小計		85